

内閣府本府組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第二条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一 二十八（略）</p> <p>二十九 四十四（略）</p> <p>（政策統括官の職務）</p> <p>第三条 政策統括官は命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次に掲げる事務</p> <p>イ フ（略）</p> <p>ロ 市民活動の促進に関すること。</p> <p>エ スミ（略）</p> <p>（総括審議官、政策評価審議官、少子化・青少年対策審議官及び審議官）</p> <p>第八条（略）</p> <p>二 五（略）</p> <p>6 総括審議官の定数は一人と、政策評価審議官の定数は一人と、少子化・青少年対策審議官の定数は一人と、審議官の定数は併任の者を除き十八人とする。ただし、審議官のうち二人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。</p>	<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第二条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一 二十八（略）</p> <p>二十九 市民活動の促進に関すること。</p> <p>三十 四十五（略）</p> <p>（政策統括官の職務）</p> <p>第三条 政策統括官は命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次に掲げる事務</p> <p>イ フ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>ロ メ（略）</p> <p>（総括審議官、政策評価審議官、少子化・青少年対策審議官及び審議官）</p> <p>第八条（略）</p> <p>二 五（略）</p> <p>6 総括審議官の定数は一人と、政策評価審議官の定数は一人と、少子化・青少年対策審議官の定数は一人と、審議官の定数は併任の者を除き十六人とする。</p>

(参事官)

第九条 (略)

2 (略)

3 大臣官房に置く参事官の定数は、併任の者を除き九人とす
る。ただし、そのうち三人は、内閣総理大臣が特に必要と認め
る場合に置かれるものとする。

(大臣官房に置く課等)

第十条 大臣官房に、次の六課及び一室並びに厚生管理官一人を
置く。

総務課

人事課

会計課

企画調整課

政策評価広報課

(削る)

公文書管理課

政府広報室

第十六条 削除

(参事官)

第二十条 (略)

2 (略)

3 参事官の定数は、併任の者を除き、三十八人とする。
(総務課の所掌事務)

第二十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(参事官)

第九条 (略)

2 (略)

3 大臣官房に置く参事官の定数は、併任の者を除き六人とす
る。

(大臣官房に置く課等)

第十条 大臣官房に、次の七課及び一室並びに厚生管理官一人を
置く。

総務課

人事課

会計課

企画調整課

政策評価広報課

市民活動促進課

公文書管理課

政府広報室

(市民活動促進課の所掌事務)

第十六条 市民活動促進課は、市民活動の促進に関する事務をつ
かさどる。

(参事官)

第二十条 (略)

2 (略)

3 参事官の定数は、併任の者を除き、三十五人とする。
(総務課の所掌事務)

第二十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令で定める事業又は事務（振興開発計画に基づくものに限る。）に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関するもののうち、次に掲げる事項に関すること。

イ 教育及び文化の振興

ロ 福祉の増進及び医療の確保

ハ 環境の保全

ニ 水道及び工業用水道の整備

三・四 (略)

五 沖繩における経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務のうち、第二号イからニまでに掲げる事項に関すること（他省及び政策統括官に属するものを除く。）。

六・七 (略)

(参事官の職務)

第三十条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令で定める事業又は事務（振興開発計画に基づくものに限る。）に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

二〇七 (略)

附則

第一条〇第四条 (略)

(大臣官房審議官の設置期間の特例)

一 (略)

二 内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令で定める事業又は事務（振興開発計画に基づくものに限る。）に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。

三・四 (略)

(新規)

五・六 (略)

(参事官の職務)

第三十条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令で定める事業又は事務（振興開発計画に基づくものに限る。）に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関するもののうち、次号イからホまでに掲げる事項に関すること。

二〇七 (略)

附則

第一条〇第四条 (略)

第五条 第八条（第二項から第四項までを除く。）の審議官（同

条第六項ただし書の規定により置かれるものを除く。）のうち

一人は、平成二十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

第六条・第七条（略）

（本府に置かれる参事官の設置期間の特例）

第八条 第二十条の参事官のうち二人は、平成二十七年三月三十

日まで置かれるものとする。

第九条・第十条（略）

（新設）

第五条・第六条（略）

（新設）

第七条・第八条（略）